

全農薬通報

No.276

平成23年12月20日

***** も く じ *****

◎組合からのお知らせ

- ・行事報告
- ・組合員の動き等

◎主な行事予定

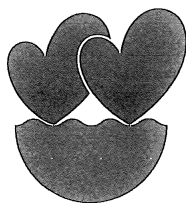
- ・全国農薬協同組合
- ・全国農薬業厚生年金基金
- ・植物防疫関係団体

◎農林水産省等行政からのお知らせ

- ・販売禁止農薬等の回収について
- ・農薬による水産動植物の被害防止のための実環境中濃度の実態把握について

◎全農薬ひろば

- ・キダチアロエ



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル

電話 03-3254-4171 Fax.03-3256-0980

<http://www.znouyaku.or.jp> E-mail: info@znouyaku.or.jp

組合からのお知らせ

1. 全農薬監査会

- ・日時：平成23年10月25日（火）、10：30～12：00
- ・場所：全農薬9F会議室
- ・内容：平成23年度決算書類の監査
- ・出席者：青木理事長、宇野副理事長、羽隅監事、金井監事、金子（邦）監事
全農薬事務局（堀江専務、安孫子会計主任）

2. 第17回農作物病害虫フォーラム

～IPM推進に向けた生物的防除技術の利用を考える～

- ・日時：平成23年11月2日（水）13：30～17：00
- ・会場：農林水産省講堂（本館7階）
- ・参集範囲：都道府県、病害虫・雑草防除関係独立行政法人及び民間団体、地方農政局等
- ・講演議題・講演者
 - （1）微生物殺菌剤の現状と今後の展開
兵庫県立農林水産技術総合センター農業技術センター
環境・病害虫部 研究主幹 相野 公孝 氏
 - （2）微生物農薬の効果的な処理方法の検討とIPM普及に携わって
宮城県農業・園芸総合研究所 園芸環境部 上席主任研究員 宮田 将秀 氏
 - （3）露地ネギ栽培で有望視される土着天敵とその保護・利用の試み
千葉県農林総合研究センター生産環境部 病理昆虫研究室 研究員 大井田 寛 氏
 - （4）害虫誘引植物を用いたトマト白ふくれ症の抑制効果
岡山県農林水産総合センター農業研究所 副所長 永井 一哉 氏
- ・総合討論
座長 元光産業創成大学院大学 特任教授 牧野 孝宏 氏
- ・出席者：宮坂技術顧問

○ 植物防疫課福田分析官の開会あいさつ概要

ただいま紹介にあずかりました農林水産省消費・安全局植物防疫課分析官の福田でございます。
本日のフォーラム開催にあたり事務局を代表しまして一言ご挨拶申し上げます。

本日、ご参加頂きました皆様には、日頃より植物防疫・農薬行政全般に、ご支援とご協力を頂いておりますことに、厚くお礼申し上げます。また、ご講演をいただきます相野さま、宮田さま、大井田さま、永井さま、そして、座長をお引き受けいただきました牧野さまには、ご多忙中にも拘わらず本日のご出席をお引き受け頂き誠にありがとうございます。本日は、第17回農作物病害虫防除フォーラム「IPM 推進に向けた生物的防除技術の利用を考える」と題し、都道府県で実施されている生物的防除技術について、取り組み成果をご紹介いただくことにしております。また、これら技術の現場導入における課題等について情報共有を行い、これからの病害虫防除の一助となりま

すよう、ご参集の皆様と意見交換をさせていただきたいと思っております。

農林水産省消費・安全局では、病虫害防除に係るリスクや環境負荷が軽減されるよう、利用可能なすべての防除技術を経済性を考慮しつつ適切に選択し、総合的に講じる「総合的病虫害・雑草管理(IPM)」の考え方に基づく病虫害防除を推進しております。国民・消費者の皆様の環境負荷低減、食の安全に対する関心が高まる中、徐々に地域でのIPMへの取り組みが広がり始めています。

近年、新たなウイルス病の発生、そのウイルスを媒介する害虫の薬剤抵抗性獲得等、難防除病虫害の発生が顕在化し、従来型の防除体系では効果的な結果が得られない、との報告が増えています。これらの難防除病虫害に対して、生物的防除技術も問題の解決に貢献できるものと期待しております。しかし、生物的防除技術の農業現場での利用はまだ一部に限られており、地域への普及が進まないという状況もあるようです。生物的防除技術が現地で効果的に活用されるためには、現地導入における課題やニーズを踏まえた技術開発を行うとともに、都道府県の担当者や農業者に生物的防除技術の特性を十分に理解して頂くことが重要と考えております。本日の議論が、現場の病虫害防除対策に対するニーズと結びつき、生物的防除技術の導入や防除体系の構築につながることを期待します。皆様から頂いたご意見は、私どもの植物防疫の施策に反映するとともに、研究開発施策へもつなげて参りたいと思いますので、活発な意見交換を宜しく申し上げます。と挨拶した。

3. 農薬工業会「虫供養会」

・日時：平成23年11月9日（水）、16：00～17：30

・場所：金龍山 浅草寺本堂

台東区浅草2-3-1

・出席者：青木理事長、堀江専務、宮坂技術顧問



○浅草寺に於ける虫供養の様子

○挨拶する農薬工業会福林会長

農薬工業会福林会長あいさつ概要

今年は東日本大震災や台風の被害等大変な年であった。平成23年度農薬出荷実績について、近日中に公表できると思いますが、前年比101%で3318億円を予想しております。また、農薬工業会支部集計では2985億円で前年比101.3%。東日本大震災の影響を受けた宮城県、福島県では残念ながら前年比89%でしたが、北海道と九州地区で出荷が好調で前年比101%を確保することが出来たと。今年を振り返り挨拶した。

4. 第255回理事会

・日時：平成23年11月15日（火）、15：00～17：00

・場所：全農薬9F会議室

・議事：

（1）議決事項

1）第46回通常総会提出議題について

第1号議案 平成23年度決算関係書類承認の件

第2号議案 平成24年度事業計画（案）並びに収支予算（案）承認の件

第3号議案 平成24年度賦課金の金額及びその徴収方法決定の件

第4号議案 定款一部変更及び定款変更認可申請における字句の一部修正委任の件

第5号議案 平成24年度借入金最高限度額（案）決定の件

第6号議案 役員報酬額（案）決定の件

（2）協議事項

1）第46回通常総会及び第34回全国集会次第について

（3）報告事項

1）平成24農薬年度価格情報について

2）慶弔関係等

（4）その他

5. 第46回総会、第34回全国集会、情報交換会

（1）「第46回通常総会」

・日時：平成23年11月16日（水）、10：30～12：00

・場所：海運クラブ（2階ホール）

・議事：

第1号議案 平成23年度決算関係書類承認の件

第2号議案 平成24年度事業計画（案）並びに収支予算（案）承認の件

第3号議案 平成24年度賦課金の金額及びその徴収方法決定の件

第4号議案 定款一部変更及び定款変更認可申請における
字句の一部修正委任の件

第5号議案 平成24年度借入金最高限度額（案）決定の件

第6号議案 役員報酬額（案）決定の件

・出席者：青木理事長、宇野副理事長、鈴木常務理事、金子常務理事、松木理事相談役
理事、監事、組合員

全農薬事務局（堀江専務理事、宮坂技術顧問、安孫子会計主任、渋谷、飯田）

○開会に当たり挨拶する青木理事長



○ 青木理事長挨拶概要

全農葉の理事長として1年務めさせていただきました。この間3月11日に発生した東日本大震災に対し多くの組合員から義援金をお寄せいただき心より感謝申し上げます。また、東京電力福島第一発電所事故の損害補償問題に当たりましては全農葉として交渉に参画し、福島県農葉卸商業協同組合等と歩調をとりながら存在感を示せたことは商系の組織力を示した一例として大変よかったと感じております。また、第46期における組合の業績は増収増益となりました。これも一重に組合員の皆様のご協力の賜物と厚くお礼申し上げます。

しかしながら、今回、政府が発表したTPPへの参加の意思表示に対しては、もし、TPPが導入されたら農業場面の影響として、350万人の雇用喪失、自給率は14%へと低下、金額ベースで4兆1千億円の損失が生ずると農水省は試算しており、我々といたしましても強い危機感を感じているところです。

農産物の価格低下、農家の大規模化や農業生産資材のコスト削減要求といった背景の中で、我々全農葉組合員の「卸」機能の強化、行政等の窓口としての商系組織の強化が一層求められており、全農葉として大きな課題の一つとして認識しているところです。

平成19年10月に利用開始した「全農葉受発注システム」の利用組合員数は、現時点で59社(本社ベース)103組合員となり、計画通り導入が進められているところです。また、更に将来ビジョンづくりにも取り組み、利用価値を高めたいと考えております。未利用の組合員におかれましては積極的な参加をお願いします。

最後に、全農葉事業活動の大きな柱であります「共同購買事業」におきましては、ご承知の通りDEP剤の販売中止により1億円以上の金額喪失も見込まれますので、現状の取り扱い品目への一層の販売協力をお願い申し上げます。と挨拶した。

(2)「安全協第34回全国集会」

- ・日時：平成23年11月16日（水）、13：30～17：00
- ・場所：海運クラブ（2階ホール）
- ・議事：
 - （1）平成23年度事業報告、収支決算
 - （2）平成24年度事業計画（案）、収支予算（案）



田中安全協会長は、今年は農薬シンポジウムを3県（北海道、鳥取県、鹿児島県）で実施した。

200人規模のシンポジウム開催が困難な鳥取県のような人口の少ない地方都市において、新たな試みとして「サイエンスカフェ(農薬)」を取り入れ実施した。喫茶店でリラックスした雰囲気の中で難しい農薬の話について議論をし、消費者の皆さんに農薬に対する正しい理解を持っていただくことを目的に開催するもので、地域のケーブルTVと連携して200名規模のシンポジウムと同等の効果を期待するものである。お陰様で大変好評で成功裏に終わった。また、札幌、鹿児島においても大きな成果をあげることが出来た。これも安全協の皆さんの努力の結果であり、お互いに商売では切磋琢磨しているが、イベントを通じ、安全協の絆が一層強まった。と挨拶した。

○特別講演：演題：「残留農薬基準値と食品リスク」

講演者：国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部第三室長 畝山 智香子 氏



講演は残留農薬を含む「食品のリスク」について具体的な例を用い、分かり易く説明された。

特に、「食品中の化学物質のリスクについては出来るだけ定量的に考えてみることで、リスク削減のために、本当に必要な対策が優先的に実施されることを促がしたい」が、今回の講演のポイントで、残留

農薬を含めた食品のリスクについて「定量的」というところに注目して頂きたいと語り、「リスク」というものはそもそも「大きいか小さいか」が問題であって「有るか無いか」ということを問題にしてはいけない。ということを経済者の皆さんに十分かっていただきたいと力説された。今回の畝山先生の講演は好評で会場は200人を超える大盛況でした。

○来賓祝辞

農林水産省農薬対策室瀬川室長、(社)植物防疫協会山口理事長、農薬工業会福林会長

○ 農薬対策室 瀬川室長

○ (社)植物防疫協会 山口理事長



○農薬工業会 福林会長



(3)「全国農薬協同組合通常総会、安全協第34回全国集会情報交換会」

- ・日時：平成23年11月16日（水）、17：30～19：30
- ・場所：海運クラブ（2階ホール）



○挨拶する青木理事長



○会場の様子

○来賓祝辞：独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 曾根理事



○乾杯：環境省 水・大気環境局 土壌環境課農薬環境管理室 西嶋室長



○情報交換会の様子

○中締め（財）残留農薬研究所 寺本理事長



5. 全農薬厚生年金基金第59回理事会、第46回代議員会

- ・日時：平成23年11月17日（木）、10：00～15：00
- ・場所：全農薬9F会議室
- ・議事：
 - （1）議決事項
 - 第1号議案 規約の一部変更について
 - （2）報告事項
 - 報告第1号 業務状況報告について
 - 報告第2号 平成23年度第Ⅱ四半期財政診断結果報告書について
 - （3）検討事項
 - 「基金財政の健全化に向けた今後の方針について」
 - （4）その他
- ・出席者：大森理事他

6. (社)日本植物防疫協会臨時理事会

- ・日時：平成23年12月2日（金）、14：00～16：30
- ・場所：(社)日本植物防疫協会 会議室
- ・議事：
 - 第1号議案 新法人移行に関する件
 - 第2号議案 平成24年度事業計画及び収支予算等に関する件
 - 第3号議案 役員の人事及び報酬に関する件
 - 第4号議案 その他
- ・出席者：青木理事長

7. (社)日本植物防疫協会臨時総会

- ・日時：平成23年12月9日（金）、13：30～16：00
- ・場所：ホテル ラングウッド 2階「丹頂」
- ・議事：

- 第1号議案 新法人移行に関する件
- 第2号議案 平成24年度事業計画及び収支予算等に関する件
- 第3号議案 役員の人事及び報酬に関する件
- 第4号議案 その他

・出席者：堀江専務

8. 第10回執行部協議会

・日時：平成23年12月8日（木）、13：30～14：45

・場所：全農薬9F会議室

・議事（協議内容）：

「第256回理事会の議事関係」

- ① 平成24年度購買事業価格及び諸条件について
- ② 平成24年度役員選考準備委員会について
- ③ 各委員会の課題について
- ④ 全農薬地区会議の進行次第の見直しについて
- ⑤ その他

・出席者：

青木理事長、宇野副理事長、鈴木常務理事、金子(昌)常務理事、松木理事相談役
事務局（堀江専務理事、宮坂技術顧問）

9. 第256回理事会

・日時：平成23年12月8日（木）、15：00～17：00

・場所：全農薬9F会議室

・議事：

「議決事項」

- ① 平成24年度購買事業価格及び諸条件について
- ② 組合員の加入及び脱退について

「協議事項」

- ① 平成24年度課題について（執行部協議会、委員会）
- ② 平成24年度地区会議内容（講師等）について
- ③ 平成24年度行事日程について
- ④ 平成24年度役員選考準備委員会について
- ⑤ 平成24年度安全協ポスターについて

「報告事項」

- ① デイブテレックス剤の購入計画について
- ② 全農薬受発注システム利用メーカー協議会第2回総会について
- ③ 平成23年度植物防疫地区会議について

・出席者：

青木理事長、宇野副理事長、鈴木常務理事、金子(昌)常務理事、松木理事相談役、理事、監事

事務局（堀江専務理事、宮坂技術顧問、安孫子会計主任）

10. 委員会

- ・ 日時：平成23年12月8日（木）、13：30～14：45
- ・ 場所：全農薬9F会議室
- ・ 協議内容

「経済活動委員会」

出席者：池田委員長、栗原副委員長、伊藤理事

- ① 新規導入品目（殺鼠剤、なめくじ駆除剤）の推進について
- ② スナップショット粒剤の推進について
- ③ 今後の新規品目導入活動について
- ④ その他

「教育安全委員会」

出席者：田中委員長、上田副委員長、松村理事、高津理事

- ① 農薬シンポジウムの開催について（開催支部の確定）
- ② 指導農薬講習会の開催、進め方について
- ③ 一声運動ポスター（案）について
- ④ その他

「IT・広報委員会」

出席者：北濱委員長、山本副委員長、橋爪理事、金子監事

- ① 全農薬受発注システムの現状の利用概況について（地区別、県別）
- ② 全農薬受発注システム利用組合員拡大策について
- ③ 全農薬受発注システム利用メーカー拡大策について
- ④ その他
- ⑤

11. 全農薬受発注システム利用メーカー協議会第2回総会

- ・ 日時：平成23年12月9日（金）、10：00～11：30
- ・ 場所：全農薬9F会議室
- ・ 議事：

① 平成23年度事業概要報告

全農薬受発注システム利用メーカー協議会の実施概況報告について

全農薬受発注システム障害の発生と対応状況について

全農薬受発注システムの組合員利用、申込状況について

② 平成24年度事業計画

全農薬受発注システムの運用体制について

全農薬受発注システムの利用促進計画について（県別、地区別）

全農薬受発注システムにおける機能（情報共有等）拡大課題について

- ・ 出席者

「メーカー」(五十音順)

石原バイオサイエンス(株)、サンケイ化学(株)、シンジェンタジャパン(株)、住友化学(株)、日産化学工業(株)
日本農薬(株)、バイエルクロップサイエンス(株)、丸和バイオケミカル(株)、三井化学アグロ(株)

Meiji Seika ファルマ(株)

「全農薬受発注センター」:(株)電算システム

「全農薬」

青木理事長、宇野副理事長、北濱 I T・広報委員長、山本 I T・広報副委員長、事務局(堀江専務理事)

14. 第101回植物防疫団体総務連絡会

- ・日時:平成23年12月15日(木)、16:30~17:30
- ・場所:農薬工業会会議室
- ・議事:
 - ① 各団体行事予定(平成24年1月~平成24年12月)について
 - ② 情報交換(新法人移行他)
 - ③ その他
- ・出席者:
事務局(堀江専務理事、宮坂技術顧問)

組合員の動き等

【山形県】

○支部長交代(平成23年12月6日)

(旧)宮内硫黄合剤株式会社 代表取締役社長 星 則男



(新)山形日紅株式会社 専務取締役 花輪 功人

【熊本県】

○営業所新築開設

- ・組合員名:株式会社 温仙堂 熊本営業所
- ・住所:〒869-0532 熊本県宇城市松橋町久具105
- ・電話:0964-32-0606(従来通り)
- ・FAX:0964-32-2668(従来通り)
- ・所長:野崎 一也
- ・開所日:平成23年11月7日(月)

主な行事予定

[全国農業協同組合]

平成24年

(全農薬地区会議)

- 2月7日(火) 北陸地区(金沢市)
- 8日(水) 近畿地区(大阪市)
- 9日(木) 東海地区(名古屋市)
- 14日(火) 関東・甲信越地区(東京都)
- 15日(水) 中国・四国地区(岡山市)
- 16日(木) 九州地区(福岡市)
- 21日(火) 東北地区(盛岡市)
- 23日(木) 北海道(札幌市)
- 4月13日(金) 第257回理事会
- 7月19日(木) 第39回安全協常任幹事会(全農薬会議室)
賛助会員との意見・情報交換会(東京ガーデンパレス)
- 9月13日(木) 第258回理事会
- 10月26日(金) 監査会
- 11月20日(火) 第259回理事会
- 11月21日(水) 第47回総会・第35回安全協全国集会・情報交換会(海運クラブ)
第260回理事会(海運クラブ)
- 12月 6日(木) 第261回理事会

[全国農業厚生年金基金]

平成24年

- 1月25日(水) 資産運用委員会
- 2月24日(金) 第60回理事会、第47回代議員会

[その他植防団体総会等]

平成24年

- 1月 5日(木) 農薬工業会賀詞交歓会
- 1月12日(木) 植物防疫シンポジウム(一ツ橋ホール)
- 1月23日(月)～27日(金) 第76回植物防疫研修会 (北区中里「日植防本部」)

○販売中止農薬等の回収について



23消安第4597号
平成23年12月13日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

販売禁止農薬等の回収について

農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第9条第2項の規定によりその販売が禁止されている農薬（以下「販売禁止農薬」という。）については、法第11条の規定に基づきその使用も禁止されています。

ケルセン又はジコホールを含む農薬は、農薬の販売の禁止を定める省令（平成15年農林水産省令第11号。以下「省令」という。）の改正により、平成22年3月31日に販売禁止農薬に追加されましたが、その後、平成22年4月及び平成23年9月に当該農薬を誤って使用した事例が報告されています。一部の都道府県において、このことを受けて平成22年に農家等に対して改めて注意喚起を行い、当該農薬の回収を進めた結果、平成17年から21年にかけて全国から回収された量に匹敵する量の農薬が回収されています。

また、ベンゾエピン（別名：エンドスルファン）を含む農薬については、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」において製造、使用等を原則禁止する物質に追加することが決定されたことから、平成23年度末には販売禁止農薬に追加するよう省令の改正を行うことを予定しています。当該農薬が販売禁止農薬に追加された後に誤って使用されることを未然に防止するためには、事前に農家等に保有されている当該農薬の回収を進めていくことが望まれます。

ついては、ケルセン又はジコホールを含む農薬及びベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬について、農家等の使用者に対して下記の事項が周知されるようご協力をお願いします。なお、ダウ・ケミカル日本株式会社及びアグロ カネショウ株式会社は、送料着払いにて回収を受け付けることとしているので、貴組合の組合員を通じ、組合員の取引先である小売店に農家等の農薬使用者からこれらの農薬の返品の要望のあった場合には、当該小売店に、とりまとめ、発送等のご協力をいただけるよう、よろしくお取りはからい願います。

記

1. ケルセン又はジコホールを含む農薬について

- (1) ケルセン又はジコホールを含む農薬（別紙1）は販売禁止農薬であり、法第11条の規定に基づき、その使用も禁止されていること。
- (2) 当該農薬については、ダウ・ケミカル日本株式会社が法第9条第4項の規定に基づき回収を行っていること。
- (3) ダウ・ケミカル日本株式会社による回収は、当該農薬を購入した販売店又は最寄りの農業協同組合においてまとめて受け付けること

2. ベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬について

- (1) ベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬（別紙2）は、今後、販売禁止農薬に追加される予定であり、それ以降は使用が禁じられることとなること。
- (2) 当該農薬については、販売禁止農薬に追加後、法第9条第4項の規定に基づく回収を行う必要があることから、事前にアグロ カネショウ株式会社が自主回収を開始していること
- (3) アグロ カネショウ株式会社による回収は、当該農薬を購入した販売店又は最寄りの農業協同組合においてまとめて受け付けること

ケルセン又はジコホールを含む農薬

別紙1

農薬の種類	農薬の名称	登録番号
ケルセン水和剤	アグロスケルセン水和剤33	18626
	イハラケルセン水和剤	3284
	キングケルセン水和剤	3379
	ケルセン「日産」水和剤	3300
	ケルセン水和剤33	9051
	トモノケルセン水和剤33	9050
	トモノ印ケルセン水和剤	3381
	ヤシマケルセン水和剤	3346
	金鳥ケルセン水和剤	3347
	三共ケルセン水和剤	3283及び 4750
	三共ケルセン水和剤33	10844
		10845
	山本ケルセン水和剤	3378
	山本ケルセン水和剤33	9110
	東亜ケルセン水和剤	3286
	日農ケルセン水和剤	3285
	日農ケルセン水和剤33	9049
	武田ケルセン水和剤33	9052
BCPE・ケルセン水和剤	ダニキール水和剤	14187
ケルセン乳剤	アグロスケルセン乳剤40	18166
	イハラケルセン乳剤	3035及び 5146
	キングケルセン乳剤	3380
	ケルセン「日産」乳剤	3012
	ケルセン乳剤	12341
	ケルセン乳剤40	4988
	サンケイケルセン乳剤	3668
	サンケイケルセン乳剤40	5031
	トモノケルセン乳剤40	5029
	トモノ印ケルセン乳剤	3382
	マルカケルセン乳剤	3034
	マルカケルセン乳剤40	5033及び 10944
	ヤシマケルセン乳剤	3013
	ヤシマケルセン乳剤40	5550
	金鳥ケルセン乳剤	3097
	金鳥ケルセン乳剤40	5032
	月鹿ケルセン乳剤	3016

農薬の種類	農薬の名称	登録番号
ケルセン乳剤	三共ケルセン乳剤	3014、4751 及び5647
	三共ケルセン乳剤40	5028、5066 及び5416
	山本ケルセン乳剤	3017
	山本ケルセン乳剤40	5037
	寿ケルセン乳剤	4474
	長岡ケルセン乳剤40	5030
	東亜ケルセン乳剤	3120
	東亜ケルセン乳剤40	5035
	日産ケルセン乳剤40	5036、7540、 7542及び 9441
	日農ケルセン乳剤	3015
	日農ケルセン乳剤40	5034
	武田ケルセン乳剤	5760
	武田ケルセン乳剤40	5759
ケルセン・DPC乳剤	バンマイト乳剤	9922
ケルセン・テトラジホン乳剤	ダブル乳剤	6330
ケルセン・ヘキシチアゾクス乳剤	ダニデン乳剤	18075
メカルバム・ケルセン乳剤	ペスタンK乳剤	8121
ケルセン粉剤	アグロスケルセン粉剤3	18553
	イハラケルセン粉剤3	6291
	クミアイケルセン粉剤3	9757
	サンケイケルセン粉剤3	6298
	トモノケルセン粉剤3	6389
	マルカケルセン粉剤	11303
	マルカケルセン粉剤3	6289
	三共ケルセン粉剤3	6293
	山本ケルセン粉剤3	6292
	寿ケルセン粉剤3	8258
	日産ケルセン粉剤3	6296
	日農ケルセン粉剤3	6297
	武田ケルセン粉剤3	6288
ケルセン・ジフェニルスルホン粉剤	ダブル粉剤	7981
ジメトエート・ケルセン粉剤	ジメトエートK粉剤	8481
	ジメマイト粉剤	8461
メカルバム・ケルセン粉剤	ペスタンK粉剤	8182
PAP・ケルセン粉剤	日産サンマイト粉剤	7601、7602 及び9328
	エカエース粉剤	8460
ケルセン	ケルセンEC	3011

ベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬

別紙2

農薬の種類	農薬の名称	登録番号
ベンゾエピン水和剤	チオダン水和剤	4465及び 5457
	マリックス水和剤	14296
	兼商マリックス水和剤	16036
ベンゾエピン乳剤	チオダン乳剤	4464及び 5458
	チオダン乳剤35	12349
	ヘキスト・チオダン乳剤	15760
	ヘキストチオダン乳剤	17893
	マリックス乳剤	8296及び 17894
ベンゾエピン・DDVP乳剤	マリックスD乳剤	12889
	マックーD乳剤	13827
ベンゾエピン・NAC乳剤	チオボン乳剤	12225
	チオボン粉剤	12228
ベンゾエピン粒剤	マリックスベイト	14370
	マリックス粒剤3	14369
ダイアジノン・ベンゾエピン粒剤	ラズベン粒剤	17909
ベンゾエピン粉剤	マリックス粉剤	11270
	一農チオダン粉剤3	12203
	ヘキストチオダン粉剤	15759

【参考】

平成23年12月13日
農 薬 対 策 室

販売禁止農薬の回収に係るそれぞれの役割

○販売禁止農薬の回収の主体

- ・ダウケミカル日本(株):ケルセン又はジコホールを含む農薬
- ・アグロ カネショウ(株):ベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬

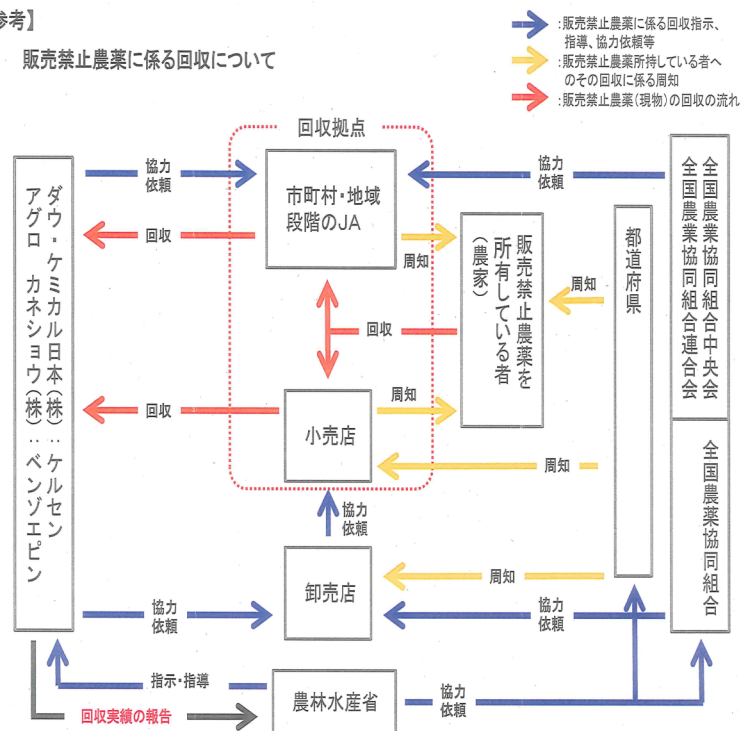
○販売禁止農薬の回収に係る協力

(役割)

・JA全農(全国農業協同組合連合会) ・JA全中(全国農業協同組合中央会)	➡	・組合員への周知
・全農薬(全国農業協同組合)	➡	・組合員への周知
・全農薬の組合員	➡	・小売店への周知
・小売店 ・市町村・地域段階のJA	➡	・回収の拠点 ・収集された農薬をメーカーに送付 ・農家への周知
・都道府県	➡	・販売者への周知 ・使用者への周知

【参考】

販売禁止農薬に係る回収について



○農薬による水産動植物の被害防止のための実環境中濃度の実態把握について(環境省)

写

環水大土発第 111012001 号

平成 23 年 10 月 12 日

都道府県知事 殿

環境省水・大気環境局長

農薬による水産動植物の被害防止のための実環境中濃度の実態把握について

環境省では、中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会(以下「農薬小委」という。)の意見を踏まえ、個別農薬ごとに水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準(別紙参照。以下「水産基準」という。)を設定している。

今般、農薬小委において、水稲用除草剤であるプレチラクロールの水産基準値案について審議したところ、水道事業者等が実施した水道原水の水質検査(「水道統計((社)日本水道協会発行)」による。以下同じ。)及び環境省が実施した農薬残留対策総合調査において、当該農薬の水質濃度が水産基準値案を超過している事例が見られた。農薬小委において、当該水産基準値案は了承されたところであるが、実環境中の水質濃度が水産基準値案を超過するおそれがある地域において、水産動植物の被害防止が図られるよう、別添資料 1 及び 2 のとおり、講じるべき環境保全対策を取りまとめたところである。

については、貴職におかれても、下記を参考に、実環境中における当該農薬の実態把握に努め、適切な環境保全対策の実施について検討を行うことにより、水産動植物の被害防止に万全を期されたい。

なお、農林水産省も、「水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底等について」(23 消安第 3601 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知。以下「農林水産省課長通知」という。)により、水田において農薬を使用する場合の適正な水管理の徹底、同一の農薬が短期間に集中して使用されることを避けるための対策の検討等について通知しているところであるので御了知ありたい。

記

1 プレチラクロールの水質濃度が水産基準値を超過するおそれがある地域における農薬の使用実態の情報収集

水道事業者等が実施した水道原水の水質検査及び環境省が実施した農薬残留対策総合調査において、局地的にはあるが、別添資料 2 の 3 のとおりプレチラクロ

ールの水質濃度が水産基準値案を超過している、又は近接している事例が見られた。これは、地域において当該農薬の使用割合が相当高いこと及び当該農薬散布後7日間は落水やかけ流しをしないとされている使用上の注意事項が遵守されていない場合があることが原因と考えられる。

また、別添資料2の3に記載した地域以外においても、当該農薬の使用が広く普及しており、環境基準点の上流域の流域面積に占める水田の割合が相当大きければ、当該農薬の水産基準値を超過するおそれがあると考えられる。

このため、当該農薬の水質濃度が環境基準点において水産基準値を超過する可能性について検討するため、当該農薬の貴都道府県下での使用実態について、関係部局が連携して情報収集に努められたい。

2 プレチラクロールに係る水質モニタリング等の実施

(1) 農薬の実環境中濃度の実態把握

貴都道府県下における各地域のプレチラクロールの使用実態、農業情勢等からみて、当該農薬の水質濃度が環境基準点において水産基準値を超えるおそれがあると考えられる場合には、既存データの収集、水質モニタリング等により当該地域の公共用水域における当該農薬濃度の実態把握に努められたい。

なお、既存データ等により、当該農薬の水質濃度が環境基準点において水産基準値を超えた事例があることが判明した場合には、当該農薬の使用実態を踏まえた確に水質モニタリングを実施し、詳細な実態の把握に努められたい。

(2) 農薬残留対策総合調査の活用等

環境省が行っている農薬残留対策総合調査において、農薬の水質モニタリングを実施していることから、当該農薬について水質モニタリングの実施の必要性が生じた場合には活用されたい。また、水質モニタリングを行うにあたっての技術的情報について、環境省からも必要に応じて情報提供を行うので、参考とされたい。

(3) 調査結果の環境省への提出

貴都道府県において水質モニタリングを実施した結果については、調査後速やかに環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室に提出されたい。

3 プレチラクロールの水質モニタリング結果を踏まえた環境保全対策の検討

(1) 水産基準値の超過要因の特定と環境保全対策の実施

2の水質モニタリングの結果、プレチラクロールの水質濃度が水産基準値を超過した場合には、関係部局間で十分連携をとりつつ、当該農薬の使用実態の精査等により、水産基準値を超過した要因について解析し、農林水産省課長通知も参照の上、超過要因の解析結果を踏まえた環境保全対策の実施について検討されたい。

なお、農薬の流出防止技術について、啓発用のパンフレット及び関係する調査

報告書を環境省ホームページに掲載しているので、適宜活用願いたい。

(2) 環境保全対策に係る提出

(1)の環境保全対策を講じている、又は講じることを検討している場合には、その内容について適宜、環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室に提出されたい。

4 プレチラクロールと同様の対策が必要な農薬について

環境省では、今後とも、個別農薬について水産基準値を順次設定していくが、当該農薬の水質濃度が水産基準値を超過するおそれがある場合には、環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室より適宜情報を提供するので、それらについてもプレチラクロールと同様の対応を行い、水産動植物の被害防止に万全を期されたい。

(別紙)

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値

農薬による水産動植物の被害を防止するため、環境大臣は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める農薬登録保留基準のうち、水産動植物に対する毒性に係るもの（水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準。（以下「水産基準」という。））を、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件（昭和46年3月2日付け農林省告示第346号）第3号に基づき、個別農薬ごとに定めているところである。

この水産基準は、農薬の登録段階における環境保全対策として導入されているもので、当該農薬の成分の公共用水域における環境中予測濃度（環境基準点における水質予測濃度。以下「水産P E C」という。）と水産基準値とを比較して、当該農薬の水産基準値を水産P E Cが上回る場合に、農薬登録が保留されることとなっている。

なお、水産基準値を水産P E Cが下回る場合にあっては、それらが近接している場合には、既存の水質モニタリングデータを精査するとともに、水産基準値設定後においても水質モニタリングを可能な限り実施し、水産基準値を超過する事例がある場合には、当該地域における超過の程度とその割合に応じて、

- ① 止水期間の遵守等農薬の使用方法に係る指導の徹底、
- ② 適用作物、使用回数、使用量等の使用方法又は注意事項の内容の変更、
- ③ 水質汚濁性農薬の指定、

といった環境保全対策の導入について検討することとなる（別添資料1参照）。

(参考)

環境大臣が定める農薬登録保留基準は、水産基準のほか、水質汚濁による飲料水経由の人への健康影響に係るものとして、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（水濁基準）についても個別農薬ごとに定めている。プレチラクロールについては、既に水濁基準が設定されており、その値は47 $\mu\text{g/L}$ である。

また、農薬については、水道水の安全性を確保するため、水質管理目標値が定められており、プレチラクロールについては、その値は40 $\mu\text{g/L}$ である。

(参考資料)

- 参考1 農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（抄）
- 参考2 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の概要
- 参考3 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準における環境中予測濃度（水産P E C）

農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件(抄)

(昭和46年3月2日農林省告示346号)

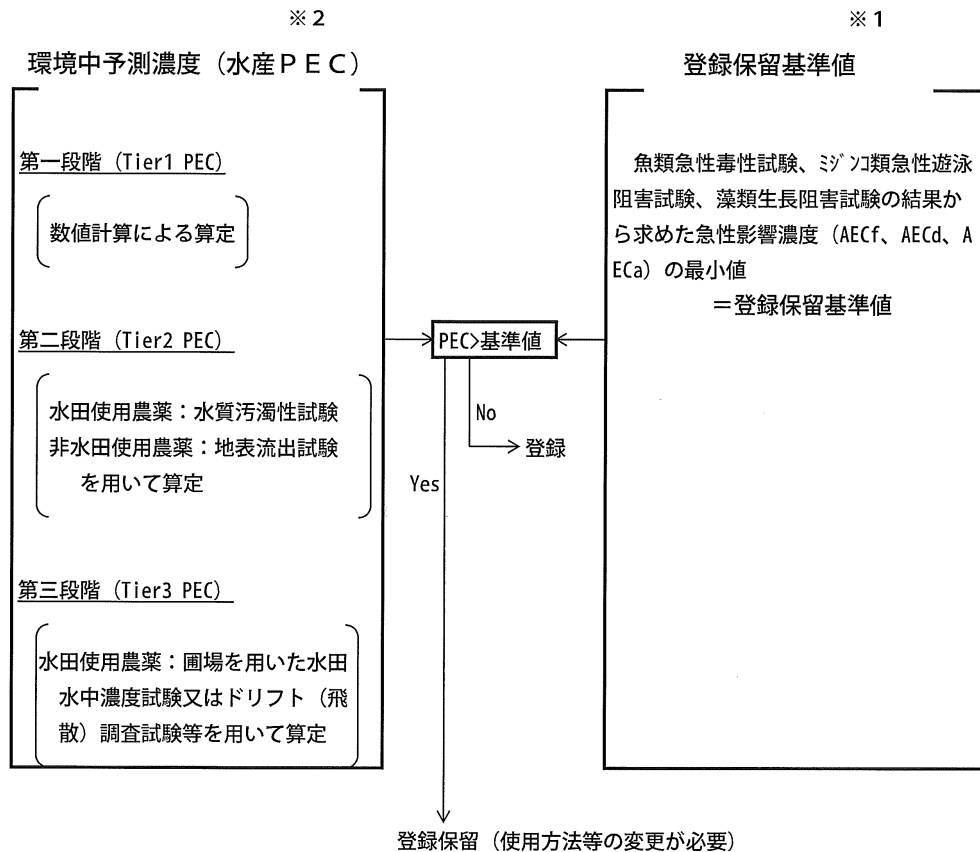
改正	昭和47年11月10日	環境庁告示109号
	昭和53年 7月 1日	環境庁告示 37号
	昭和58年 7月30日	環境庁告示 45号
	平成 4年 3月 9日	環境庁告示 22号
	平成 5年 3月 8日	環境庁告示 20号
	平成12年12月14日	環境庁告示 78号
	平成15年 3月10日	環境省告示 22号
	平成15年 3月28日	環境省告示 37号
	平成15年 6月30日	環境省告示 70号
	平成17年 8月 3日	環境省告示 83号
	平成20年10月22日	環境省告示 80号

3 法第2条第2項第3号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用することにより、当該農薬が公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)に流出し、又は飛散した場合に水産動植物の被害の観点から予測される当該公共用水域の水中における当該種類の農薬の成分の濃度(以下「水産動植物被害予測濃度」という。)が、当該種類の農薬の毒性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準に適合しない場合は、法第3条第1項第6号(法第15条の2第6項において準用する場合を含む。)に掲げる場合に該当するものとする。

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の概要

農薬の成分物質の公共用水域における環境中予測濃度(水産PEC：水産動植物被害の評価の観点から予測した濃度)が、水産動植物の毒性試験結果に基づき環境大臣が定める基準値に適合しない場合に登録を保留としています。

●登録保留基準の仕組み



※ 1 AECf＝ヒメダカ又はコイ等を用いた魚類急性毒性試験で得られた半数致死濃度（LC₅₀）に不確実係数を乗じた数値

AECd＝オオミジンコ等を用いたミジンコ類急性遊泳阻害試験で得られた半数遊泳阻害濃度（EC₅₀）に不確実係数を乗じた数値

AECa＝緑藻を用いた藻類生長阻害試験で得られた半数生長阻害濃度（EC₅₀）

より実環境に近い試験系による試験法（追加生物種の試験、異なる成長段階での試験、フミン酸を含む水での試験）での毒性試験結果がある場合には、これらも評価に用いて登録保留基準を設定する。

※ 2 既登録農薬については水産PECに代えて環境モニタリング調査の結果も活用可

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準における環境中予測濃度(水産 PEC)

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準については、河川等の公共用水域の水質環境基準点のあるような地点において、農薬取締法が保全対象としている水産動植物への影響が出ないよう評価手法を確立することで、農薬による生態系への影響の可能性を小さくすることを目標としている。

このため、水産動植物の毒性評価（魚類、甲殻類及び藻類の急性影響濃度）と比較する農薬の環境中予測濃度は、一定の環境モデルの下で、農薬を農地等に単回散布する標準シナリオに基づき算定された、水質環境基準点における当該農薬の最高濃度（毒性試験期間中（2～4日））としており、毒性評価値と環境中予測濃度を比較して農薬のリスク評価を行っている。

1 環境モデル

- 面積 100 km² のモデル流域
- ほ場群（水田：500 ha、畑：750 ha）を配置
- 河川面積 2.0 km²（6割本川、4割支川）
- 本川流量 原則 3 m³/s（降雨増水時 11 m³/s）

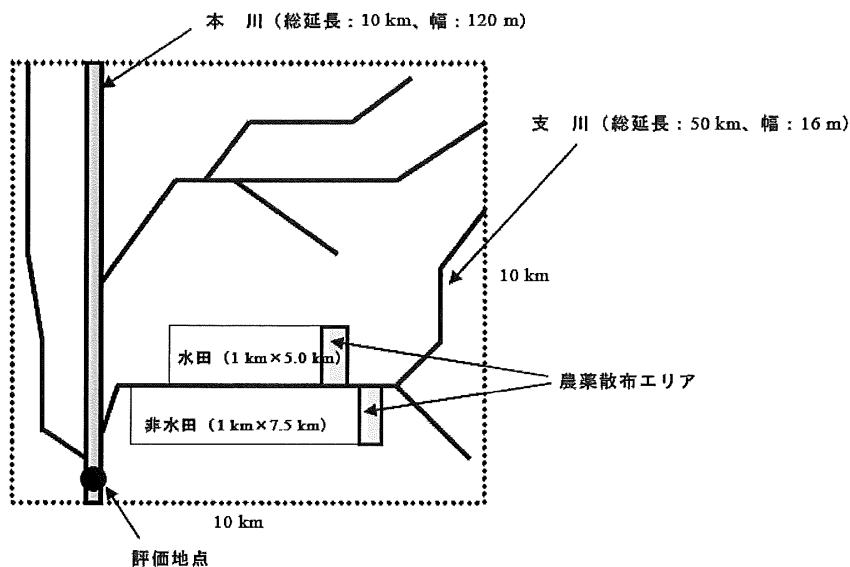


図1 環境モデルのイメージ

2 標準的シナリオ

- 農薬の普及率
 - ・水田使用農薬で 10%
 - ・畑地使用農薬で 5%
- 農薬散布期間 5 日（航空防除の場合は 1 日）
- 評価地点
 - ・評価地点は水質環境基準点の置かれている下流域の河川

3 水産 PEC の具体的な算定方法

水産 PEC は、第 1 段階から計算し、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値案(水産動植物の毒性評価値)を下回った場合には、リスク評価を終了する。また、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値案を上回った場合には、第 2 段階の計算を行った上でリスク評価を行う。第 2 段階でも水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値案を上回った場合には第 3 段階の計算を行った上でリスク評価を行う。

- 第 1 段階：数値計算による算定
- 第 2 段階：水質汚濁性試験や地表流出等のデータを用いて算定
- 第 3 段階：水田ほ場での試験データを用いて算定

(1) 水田使用農薬 第1段階

$$\text{環境中予測濃度} = \frac{(\text{最大地表流出量 (g)} + \text{河川ドリフト量 (g)} + \text{排水路ドリフト量 (g)})}{(\text{g/m}^3) \quad \div (\text{平均河川流量 (3m}^3/\text{秒)} \times \text{毒性試験期間 (秒)})}$$

(2) 水田使用農薬 第2・第3段階

$$\text{環境中予測濃度} = \frac{(\text{水田水尻からの最大流出量 (g)} + \text{畦畔浸透による最大流出量 (g)} + \text{川ドリフト量 (g)} + \text{排水路ドリフト量 (g)} - \text{支川河川底質への吸着量 (g)})}{(\text{g/m}^3) \quad \div (\text{平均河川流量 (3m}^3/\text{秒)} \times \text{毒性試験期間 (秒)})}$$

(3) 非水田使用農薬 第1・第2段階

$$\text{環境中予測濃度} = \frac{(\text{最大地表流出量 (g)})}{(\text{g/m}^3) \quad \text{期間 (秒)}) \div (\text{増水時河川流量 (11m}^3/\text{秒)} \times \text{毒性試験期間 (秒)})}$$

又は

$$\text{環境中予測濃度} = \frac{(\text{河川ドリフト量 (g)})}{(\text{g/m}^3) \quad \text{(秒)}) \div (\text{平均河川流量 (3m}^3/\text{秒)} \times \text{毒性試験期間 (秒)})}$$

のいずれか大きい方

バトン(人參)タッチ



理事長の「増収・増益」の号令の下、本年は大変お世話になりました。

来年は良い年になりますようお互いに頑張りましょう。

(事務局職員一同)

- 全農薬受発注システムは利用メーカーが10社となり、利便性も向上しておりますので未利用の組合員さまの平成24年度内の利用につきまして事務局から辰(たつ)ってのお願いを申し上げます。
(平成23年末で103組合員さまのご利用を頂いております。) 専務理事 堀江康雄
- 地球人口70億人突破、来年は食糧増産で農薬業界エビス顔。
技術顧問 宮坂初男
- 来年も「全農薬ひろば」掲載の花のように咲き輝き、人生も仕事もハッピーになるよう頑張ります。全農薬のナデシコ(女性職員：我孫子、渋谷、飯田)

キダチアロエ 英名 Aloe 学名 *Aloe arborescens*

アロエ科アロエ属の多肉植物、Aloe とはアラビア語で苦いという意味で、*arborescens* は亜高木という意味をもっている。キダチアロエは木のように立ちあがることから「木立アロエ」と命名されたと言われている。



ローマでは、紀元前からその存在が知られており下剤や健胃剤として用いられていたという記録がある。普通観賞用に栽培されるものは「木立」の名の通り茎が伸びて立ち上がる。暖地では戸外でも育ち冬に赤橙色の花をつける。葉の外皮は苦味が強いが、葉内部のゼリー質はアロエベラと変わらず苦味はない。ワシントン条約によって輸出入は制限されている。

原産国は南アフリカ。

日本でもキダチアロエは昔から俗に「医者いらず」といわれてきた、葉肉の内服で健胃効果があるとされ、含有するバルバロインの下剤効果により便秘に効果がある。ただし、体質によっては胃炎を起こす場合があることや、継続摂取による大腸の色素沈着を起こすことがあるなども報告されている。また外用として傷や火傷に用いられる場合もあるが、逆に悪化させた例も報告されており、使用には一定の注意が必要である。なお、ドイツの薬用植物の評価委員会コミッションEによれば、ゲル状物質の外用は、痛みや火傷の回復に対して有効性が示唆されている。

「伊豆アロエの里」写真では、11月から1月まで「アロエ花まつり」が開催されておりアロエの花の蜜を求めてメジロが多数集まっている光景を目にすることが出来るまだ遅くありません是非お出かけされて見られては如何でしょうか。(M)

アロエの花言葉：「健康」「万能」



全農薬事務局でも「健康、万能」でアロエのように頑張っている御仁もいる。「増収・増益」を掲げ、連日、目を白くろさせ頑張っている。

うまくいかないときはアロエのように苦虫をかみつぶしながら、来年が良い年であるようお願い師走の事務局での光景である。

(目白押)